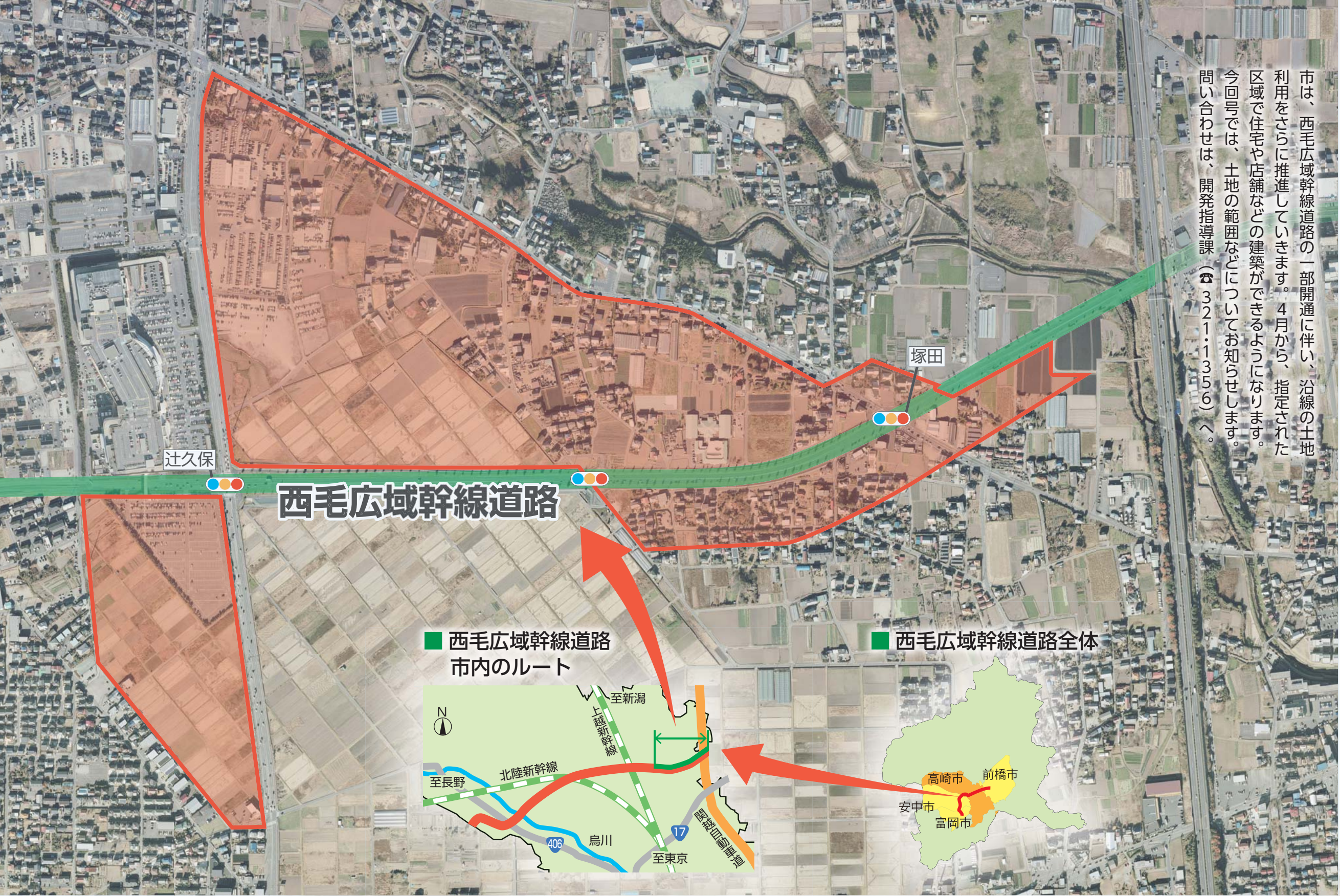


より暮らしやすい街づくりを目指して

西毛広域幹線道路沿線の 土地の利用が広がります

市は、西毛広域幹線道路の一部開通に伴い、沿線の土地
利用をさらに推進していきます。4月から、指定された
区域で住宅や店舗などの建築ができるようになります。
今回号では、土地の範囲などについてお知らせします。
問い合わせは、開発指導課（☎321・1356）へ。



■ 西毛広域幹線道路全体

■ 西毛広域幹線道路
市内のルート

市は4月から、群馬地域を
通る西毛広域幹線道路の沿線
の開発に関する規制を緩和し
ます。

規制を緩和するのは、群馬
地域の中心地域に近い、塚田
交差点から辻久保交差点まで
の西毛広域幹線道路沿線周辺
(上図)です。広さは、計57ha。
今回の規制緩和により、これ
まで制限されていた戸建て・
マンションなどの住宅や、飲
食店・商店などの生活利便施
設などの建築ができるようにな
ります。

この区域での建築には、一
定の制限があります。建築物
の用途や高さ、床面積など、
建築できる建物が場所によっ
て異なります。詳しくは、市
ホームページにある開発許可
制度の手引きで確認してくだ
さい。

西毛広域幹線道路沿線の土
地の利用が広がることによ
り、道路はもちろん、周辺地
域の利便性が高まります。高まる
ことが期待されます。市はこ
れからも、幅広い世代の人が
暮らしやすい街づくりを進め
ていきます。

市ホームページ



西毛広域幹線道路って？

西毛広域幹線道路は、前橋市の国道17号を起点に、本市、安中市を通り、富岡市までを結ぶ総延長27.8kmの主要幹線道路です。周辺の渋滞の緩和や、物流や観光、産業といった地域間における連携強化などを目指して、県が整備を進めています。